



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県法規集掲載事項)

### ○ 告示

- 1432 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 1433 " ( " )
- 1434 " ( " )
- 1435 " ( " )
- 1436 " ( " )
- 1437 " ( " )
- 1438 " ( " )
- 1439 " ( " )
- 1440 " ( " )
- 1441 " ( " )
- 1442 " ( " )
- 1443 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1444 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
- 1445 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 1446 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )
- 1447 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )
- 1448 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )
- 1449 随意契約の相手方の決定 (薬務課)
- 1450 平成18年度和歌山県家畜商講習会の実施 (畜産課)
- 1451 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1452 新道路の供用開始等 ( " )
- 1453 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)

### ○ 選挙管理委員会告示

\*144 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

### ○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

## 告 示

### 和歌山県告示1432号

和歌山県海草郡紀美野町永谷地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の

規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月15日から平成18年8月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町永谷地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町永谷地区
- 5 認証年月日  
平成18年11月30日

### 和歌山県告示第1433号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月20日から平成18年9月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年11月30日

### 和歌山県告示第1434号

和歌山県有田郡有田川町大字下湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月21日から平成18年3月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字下湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字下湯川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年11月30日

**和歌山県告示第1435号**

和歌山県有田郡有田川町大字遠井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月21日から平成18年3月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字遠井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字遠井の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年11月30日

**和歌山県告示第1436号**

和歌山県有田郡有田川町大字賢・船坂の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成17年1月31日から平成18年9月28日まで
- 3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字賢・船坂の各一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字賢・船坂の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年11月30日

**和歌山県告示第1437号**

和歌山県有田郡有田川町大字吉見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期  
平成16年11月19日から平成18年9月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字吉見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字吉見の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年11月30日

**和歌山県告示第1438号**

和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月20日から平成18年9月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年11月30日

和歌山県告示第1439号

和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月20日から平成18年10月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年11月30日

和歌山県告示第1440号

和歌山県日高郡日高町大字比井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月20日から平成18年3月31日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高町大字比井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高町大字比井の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年11月30日

和歌山県告示第1441号

和歌山県海南市阪井・沖野々の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期  
平成17年5月17日から平成18年10月4日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海南市阪井・沖野々の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海南市阪井・沖野々の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年11月30日

和歌山県告示第1442号

和歌山県海南市且来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期  
平成17年5月17日から平成18年10月4日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海南市且来の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海南市且来の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年11月30日

和歌山県告示第1443号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年1月29日まで縦覧に供する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 申請年月日  
平成18年11月29日
- 2 名称  
特定非営利活動法人消費者サポートネット和歌山
- 3 代表者の氏名

佐々木俊子

- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市東高松二丁目6番33号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、一般消費者に対して、消費者問題に関する苦情相談、消費者トラブル解決の支援、啓発講座・消費者教育、消費生活に関する情報提供に関する事業を通じて、消費者の権利の確立及び消費者の自立を支援することにより、消費者が安心・安全な生活を営めるような社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩医 2-18	原眼科クリニック	岩出市野上野83-8	平成 18.12.4

和歌山県告示第1445号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

指定事業者 番 号	氏 名 〔法人の場合に あっては、 申請者の名称〕	住 所 〔法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地〕	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所 の 名 称	事業所の所在地	サービス の 種 類	指 定 年 月 日 〔指定の有 効期間の 満了の日〕
3070105741	有限会社SYK	和歌山市中之島17 16番地	湯浅里美	訪問介護ステ ーションSYK	和歌山市中之島1716 番地	訪問介護	平成 18.12.1 〔平成 24.11.30〕

和歌山県告示第1446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

指定事業者 番 号	氏 名 〔法人の場合に あっては、 申請者の名称〕	住 所 〔法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地〕	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所 の 名 称	事業所の所在地	サービス の 種 類	指 定 年 月 日 〔指定の有 効期間の 満了の日〕
3070100296	社会福祉法人浩和 会	和歌山市明王寺3-1	上野雅巳	竹の里園	和歌山市明王寺3-1	介護予防通所 介護	平成 18.12.1 〔平成 24.11.30〕

和歌山県告示第1447号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

指定事業者 番 号	氏 名 〔法人の場合に あっては、 申請者の名称〕	住 所 〔法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地〕	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所 の 名 称	事業所の所在地	サービス の 種 類	指 定 年 月 日 〔指定の有 効期間の 満了の日〕

3071700102	株式会社れもんケア	和歌山市西浜3丁目6番1号	楠本大	れもんケア打田	紀の川市古和田237-3	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.12.1 平成24.11.30
3071800084	株式会社つつじ苑	岩出市西野181-2	中西美恵	訪問介護センターつつじ苑	岩出市西野181-2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.12.1 平成24.11.30
3072300431	くすのき株式会社	新宮市熊野川町日足1217番地	楠弘子	くすのき訪問介護サービス	新宮市熊野川町日足1217番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.12.1 平成24.11.30
3070105733	特定非営利活動法人和歌山ケアマネージャーの会	和歌山市吹上2丁目2番32号	小川佐起子	通所介護事業部 Twinkle	和歌山市舟津町3丁目23-3	通所介護・介護予防通所介護	平成18.12.1 平成24.11.30
3071700086	医療法人慈愛会	紀の川市粉河1916	勝田仁康	医療法人慈愛会サニー倶楽部	紀の川市粉河1912	通所介護・介護予防通所介護	平成18.12.1 平成24.11.30
3071700094	株式会社れもんケア	和歌山市西浜3丁目6番1号	楠本大	れもんデイサービス打田	紀の川市古和田237-3	通所介護・介護予防通所介護	平成18.12.1 平成24.11.30
3072500535	有限会社南建設	東牟婁郡串本町串本663-1	南秀治	ほのぼの家族	東牟婁郡串本町串本663-1	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.12.1 平成24.11.30
3071800092	オーヤシマ株式会社	岩出市畑毛306-2	湊恭久	陶彩館	岩出市畑毛306-2	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.12.1 平成24.11.30
3071800100	有限会社三毛商店	和歌山市上三毛552番地	三毛昭二	ケアセンター憩いの里船戸	岩出市船戸116番地	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成18.12.1 平成24.11.30

和歌山県告示第1448号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条

第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105725	ケアマネジメント株式会社	和歌山市神前182-1	栗栖良之	ケアセンター神前	和歌山市神前182-1	居宅介護支援・訪問介護・介護予防訪問介護・通所介護・介護予防	平成18.12.1 平成24.11.30

3071000628	株式会社れもんケア	和歌山市西浜3丁目6番1号	楠本大	れもんケア橋本	橋本市岸上557-5	通所介護 居宅介護支援 ・訪問介護・ 介護予防訪問 介護	平成 18.12.1 平成 24.11.30
------------	-----------	---------------	-----	---------	------------	--	---------------------------------

**和歌山県告示第1449号**

抗インフルエンザウイルス薬の売買契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬（リン酸オセルタミビル製剤75mg）

240,000カプセル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県福祉保健部健康局薬務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年11月16日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

中外製薬株式会社

東京都北区浮間五丁目5番1号

5 随意契約に係る契約金額

54,381,600円（うち消費税及び地方消費税の額2,589,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

5時まで。ただし、受付は、午前9時から午前9時20分までとする。なお、2日間の受講を必要とする。

(2) 場所 和歌山県西牟婁郡ささみ町見老津1  
和歌山県畜産試験場会議室

2 講習の内容及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

ただし、獣医師の免許を受けている者は(2)及び(3)を、家畜人工授精師の免許を受けている者は(2)並びに(3)の家畜の悪癖及び機能障害の受講を免除する。

3 受講料

3,200円

4 受講手続

和歌山県家畜商講習会受講申込書（以下「申請書」という。）に受講料相当額の和歌山県収入証紙及び写真（縦4センチメートル、横3センチメートル）を貼り、住所地为所管する県振興局産業振興部へ平成19年1月22日（月）までに提出すること。なお、住所地为県外の受講申込者には、申請書及び受講料を持参又は現金書留郵便により和歌山県農林水産部農業生産局畜産課へ平成19年1月22日（月）（当日消印有効）までに提出すること。

なお、獣医師免許及び家畜人工授精師免許を有するのは、その写しを添えて、講習時間の特例措置摘要申請書も併せて提出すること。

5 その他

(1) 受講者はテキスト代（3,000円）及び筆記用具等を持参すること。

(2) 詳細については、和歌山県農林水産部農業生産局畜産課経営班（電話番号073（441）2923）に問い合わせること。

**和歌山県告示第1450号**

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成18年度和歌山県家畜商講習会を次のとおり実施する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時 平成19年2月6日及び7日の午前9時30分から午後

**和歌山県告示第1451号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市稲成町字細尾芝1870番1地先から同市稲成町字細尾芝1883番3地先まで	旧	4.10 } 11.10	104.70	
同上	新	5.80 } 12.90	104.70	

和歌山県告示第1452号

平成18年和歌山県告示第1451号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年12月12日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県告示第1453号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

阪井(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	海南市		阪井	玉輪山	1859-2	
2号	"		"	"	1863	
3号	"		"	北山	1676	
4号	"		"	"	1681-1	
5号	"		"	"	1681-3	
6号	"		"	"	1686-2	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第144号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年12月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒 男

第2項の表中 「社会福祉法人順風会 ソンリ 和歌山市つッサきみさと

つじが丘5丁目3番地の2 を 「社会福祉法人順風会 サきみさと オレンジコープ介護みのり紀伊

ソンリッ 和歌山市つじが丘5丁目3番地の2  
付き住宅 和歌山市弘西571 に、

「社会福祉法人中庸会特別養護 老人ホーム 天美苑 海南市七山964番地の1

を 「社会福祉法人中庸会特別養護 老人ホーム 天美苑 海南市  
社会福祉法人和生福会介護老人福祉施設 緑風苑 海南市

七山964番地の1  
孟子字波免709-1 に改める。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧の公告

和歌山市から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年12月12日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山市都市計画生産緑地地区の決定
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課